

**中小企業定着率・採用力等向上支援事業補助金
(働きがいのある新潟地域創造事業)
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

この要領は、中小企業定着率・採用力等向上支援事業補助金（働きがいのある新潟地域創造事業）の補助対象事業者をプロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものとします。

2 事業概要

(1) 目的

近年、学生等による就職活動において「社風が良い会社」や「働きがいのある会社」であることを考慮し、企業を選択する傾向が強くなっていることから、働く人すべてにおける「働きやすい・働きがい（魅力）のある職場」の必要性について、企業経営者の意識改革を行い、職場環境を改善することで定着率の向上を図り、その定着実績を広く周知し、採用力の向上に繋げることで定着から採用まで一貫した取り組み（「地域で人を育成・採用する仕組み」）を構築し、これらの取り組みを広く情報発信することで、人材・労働力が流れる好循環を創ることを目的とします。

(2) 事業名

中小企業定着率・採用力等向上支援事業補助金（働きがいのある新潟地域創造事業）

3 募集対象者（参加資格要件）

(1) 本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす団体等とします。

- ① 所在地が新潟市内の団体等であること
- ② 新潟市内に所在する複数の事業所で構成される団体等であること。なお、構成する事業所数は20社程度を目標とすること
- ③ 団体等を構成する事業所が次表に掲げる中小企業基本法の中小企業者の定義に該当していること

業種	中小企業者 (以下のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
ア 製造業、建設業、運輸業 その他業種（イ～エを除く）	3億円以下	300人以下
イ 卸売業	1億円以下	100人以下
ウ サービス業	5,000万円以下	100人以下
エ 小売業	5,000万円以下	50人以下

- ④ 団体等の目的、組織、運営及び事業内容を明らかにする規約、規則等を有する団体であること
- ⑤ 団体等に代表者が置かれているほか、事務局が整備されていること
- ⑥ 上記④、⑤を有しない団体等については、提案時の提出書類等において、団体の目的・体制等を明らかにすることができ、かつ本補助事業にかかる連絡体制を構築できる団体等であること
- ⑦ 団体等及び団体等を構成する事業所が地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと
- ⑧ 団体等及び団体等を構成する事業所の国税または新潟市税の滞納がないこと
- ⑨ 団体等及び団体等を構成する事業所に社会保険料の滞納がないこと
- ⑩ 団体等及び団体等を構成する事業所に「6（2）・選定委員会の開催」に規定する選定委員が所属していないこと
- ⑪ 団体等及び団体等を構成する事業所に以下に該当する者がいないこと
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 禁錮以上の刑に処せられている者
- ⑫ 団体等または団体等を構成する事業所に暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、または暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者がいないこと
- ⑬ 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）でないこと

- ⑭ 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）でないこと
- ⑮ 団体等または団体等を構成する事業所で会社更生法、民事再生法の規定により更生又は再生の手続きがされていないこと
- ⑯ 応募申込書の提出日において、団体等及び団体等を構成する事業所が、国または地方公共団体その他の公共機関から競争入札における指名停止措置を受けていないこと
- ⑰ 参加資格要件の基準日は、応募申込書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から補助対象事業者の決定日の間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

（2）補助対象事業（提案事項）

補助対象事業者（団体等）は団体等を構成する事業所に対し、以下の①に掲げる補助対象事業（以下「補助事業」という。）を実施することとし、②に掲げるデータを実施した補助事業について実施前後で比較を行ってください。

① 提案事項

ア 経営者の意識改革セミナーにかかる事項

※イメージ例

従業員が働きやすい職場づくりに必要な事項を再認識してもらい、本事業にかかる取組みを含めた社員の育成の場の構築を目指す。

イ 定着率向上にかかる事項

※イメージ例

新規採用者や若手社員向けに同世代の同業・他業種交流を図る職場定着セミナー等を開催し、仕事を含む自己成長に向けた情報やノウハウを共有するとともに、社員の横の繋がり構築を目指す。

ウ 採用力向上にかかる事項

※イメージ例

採用力向上を目的としたセミナー等を開催し、互いに情報やノウハウを共有しながら採用担当者の採用力向上を図ることで、人材不足の解消を目指す。

エ ア～ウの事業についての広報にかかる事項

② 比較データ

作成例を参考に以下の比較データを提出してください。

- ア 団体等を構成する事業所経営者の働きやすい職場づくりに対する意識等の改善状況
- イ 団体等を構成する事業所の定着率
- ウ 団体等を構成する事業所の充足率（採用状況）

（３）補助事業の事業報告等

- ① （２）①に掲げるものについて、事業実施後に実施報告書を提出すること
- ② 補助事業完了後は、速やかに実績報告書を提出するとともに、（２）②にかかる比較データも併せて提出すること
- ③ 各補助事業の参加者等にアンケートを実施し、集計・分析を行い、実施報告書と同様に提出を行うこと

（４）補助対象経費

別表 1 参照

（５）補助団体数

補助団体数は 2 団体とします。

（６）補助額

補助対象経費の 1 / 4（1 団体 上限 2 5 0 万円）とします。

ただし、参加企業数が 2 0 社に満たない場合は、参加企業 1 社あたり 1 2 . 5 万円を限度とし、参加企業数に 1 社あたりの限度額を乗じた額を上限額とします。

（７）補助事業期間

補助金交付決定日から令和 2 年 2 月末日又は事業が完了した日のいずれか早い日までとし、3 月末までに精算手続きを完了するものとします。

（８）補助金の手続き等

補助金の手続き等については、「働きがいのある新潟地域創造事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」。）」によるものとします。

4 その他

- (1) 本業務の進捗を管理する責任者を1名配置し、業務の管理・運営の取りまとめを行うこと。ただし、専任である必要はありません。
- (2) 補助金の支払いは、補助事業者と協議の上、概算払いにするものとします。事業完了後、実績報告書に基づき精算を行うものとし、精算残額が生じたときはこれを返納するものとします。
- (3) 業務実施上で知り得た秘密や個人情報等は、取扱いに十分留意し、漏えい、滅失およびき損の防止、その他、個人情報の保護に努め、自己の利益のために利用することはできません。また、補助事業終了後も同様とします。
- (4) 業務実施にあたっては、安全管理、危機管理等について十分留意してください。
- (5) 補助事業の経費に関する帳簿等を整えてください。

5 企画提案の募集等について

(1) 応募期間及び応募方法

令和2年6月22日(月)から令和2年8月7日(金)午後5時まで(必着)に、5(2)に記載の応募書類を新潟市経済部雇用政策課(「9 本件に関する問い合わせ先・提出書類の提出先」参照)まで持参してください。応募書類の内容を確認の上、受領します。

(2) 応募書類

以下の書類をご提出ください。様式については新潟市役所ホームページ(以下「市HP」)に掲載または経済部雇用政策課窓口で配布します。なお、⑤～⑦については、団体等及び団体等を構成する事業所分をご提出ください。

- ① 企画提案応募申込書(様式1)
- ② 団体等を構成する事業所一覧(様式2)
- ③ 企画提案書(様式3-1から3-5)
- ④ 積算書(様式4)
- ⑤ 暴力団等の排除に関する誓約書(様式5)
- ⑥ 誓約書(様式6)
- ⑦ 登記事項証明書
- ⑧ その他企画提案に必要な書類

- ※ ②から④については別様式で作成することも可能とします。ただし、市が示す様式の内容に沿ったものとしてください。
- ※ ⑤・⑥について、誓約者は団体等及び団体等を構成する事業所の代表者とし、誓約書には実印を押印、日付欄には提出年月日を記入します。
- ※ ⑦について、現在事項証明書、履歴事項証明書どちらでも可とします。申請月の3カ月前以降（令和2年7月申請の場合は令和2年4月以降）に証明されたもので、写しでも可とします。
- ※⑤・⑥・⑦については、団体等を構成する事業所分については、応募の時点では省略可能とします。ただし、審査の結果、決定した場合には、後日必ず提出していただきます。

（３）提出部数

正本1部、副本5部

（４）応募に係る留意事項

- ① 応募団体等は、応募書類の提出をもって、本要領の記載内容に承諾したものとみなします。
- ② 応募した団体等が次の事項に該当した場合には、失格とします。
 - ア 本要領に定める手続きを遵守しない場合
 - イ 応募書類に虚偽の記載をした場合
- ③ 差別用語や誹謗中傷表現の使用を禁じます。
- ④ 応募書類は原則として返却しません。
- ⑤ 必要により、提出された応募書類の内容について、関係機関に照会する場合があります。
- ⑥ 応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑦ 応募に関して必要となる費用は、応募する団体等の負担とします。
- ⑧ 市が提示する本要領等の著作権は市に帰属し、団体等が提出する書類の著作権は、団体等に帰属します。なお、本募集事業において、選定結果等を公表する場合、市は応募書類の全部又は一部を使用できるものとします。また、提出された書類は、原則として市に対する情報公開の対象文書となります。

- ⑨ 応募に関する質問は電子メールにより受け付けます。質問先は「9 本件に関する問い合わせ先・提出書類の提出先」と同様です。「質問書（様式7）」に記入の上、電子メールで送付してください。
- ⑩ 内容により広く周知が必要と判断できるものは、随時質問、回答を市HPの「中小企業定着率・採用力等向上支援事業補助金（働きがいのある新潟地域創造事業）企画提案に係るQA」に掲載する予定です。

6 選定方法

（1）資格要件の確認

提出された応募書類に基づき、参加資格要件を満たしているか確認を行います。参加資格要件を満たしていない場合、本要領に定める手続きを遵守しないと認められた場合及び応募書類に虚偽の記載をしたと認められた場合には失格とします。

（2）選定委員会の開催

「働きがいのある新潟地域創造事業選定委員会開催要綱」に基づき「働きがいのある新潟地域創造事業選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を開催し、本要領に基づき非公開によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査を行います。

【選定委員会開催日時（予定）】

- ① 開催日時：令和2年8月19日（水）を予定
- ② 開催場所：新潟市役所内を予定
- ③ 参加人数：各事業者で2名以内

（3）選定基準

選定基準は以下のとおりとします。

- ① 市が行う補助事業として適切であること
- ② 「1 公募の趣旨」の内容に合致し、有効的な工夫がされていること
- ③ 20社程度の事業所数で構成されている団体等であること
- ④ 事業全体の企画・実施に関して、具体的内容であること
 - ア 補助事業（提案事項）内容
 - イ 有効な効果の見込み

- ⑤ 当事業を円滑に実施するための管理体制が整備されていること
- ⑥ 類似事業等の実績があり、有効な結果が出ていること

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、応募書類を提出した応募者に対して速やかに通知するほか、市HPにより公表します。

7 プロポーザルの日程等

募集要領交付開始	令和2年6月22日(月)	
事前相談開始	令和2年6月22日(月)	
申込受付	令和2年6月22日(月)	
申込締切	令和2年8月7日(金)	
選定委員会	令和2年8月19日(水)	※予定
選定結果の公表	令和2年8月19日(水)	※予定
補助金交付手続	令和2年8月下旬(予定)	

8 選定後についての留意点等

- (1) 選定後は交付要綱に基づき、補助金申請等を行っていただき、交付決定日より補助期間開始とします。
- (2) 選定された事業の内容、規模等については、双方で確認の上、変更する場合があります。

9 本件に関する問い合わせ・提出書類の提出先

新潟市経済部雇用政策課 担当：飯田、松本

〒951-8550 新潟市中央区古町通7番町1010番地

古町ルフル5階

電話：025-226-1643 FAX：025-228-1611

E-mail：koyo@city.niigata.lg.jp

別表 1 (補助対象経費)

補助対象経費		詳細
人件費		事業を行うために必要な経費であって、当該事業に専従する雇用者に限る。
事業費	報償費	外部専門家等に対する謝礼金や事業協力等に対する謝礼として支払われる経費。
	通信運搬費	本事業の遂行に必要な郵便代、通信費、運送料として支払われる経費。
	賃借料	事業の実施に必要な会場等の賃借料として支払われる経費。
	消耗品費	事業の実施に必要な物品であって備品費(取得価格が3万円(消費税込)以上かつ耐用年数が1年以上のもの)に属さないものの購入等に要する経費。ただし、当該事業のみ使用されるものに限る。
	外部委託費	補助事業者が直接実施することができないもの、または適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費。ただし、補助対象経費に該当するものに限る。
その他付帯経費		事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。ただし、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。